
監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 24 年 4 月 16 日

那覇市監査委員

大 嶺 英 明

同

宮 里 善 博

同

久 高 将 光

同

喜 舎 場 盛 三

平成 23 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 23 年度定期監査(工事監査)の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 23 年度定期監査 (工事監査) の結果に対する措置について

都市計画部 区画整理課

○H23 真嘉比古島第二街路及び整地工事 (その 3)

1 設計全般について

(1)擁壁工の図面を見ると、宅造法では地上より上部の高さをHとして表示しているが、擁壁詳細図では全高をHとし、根入れをh と表示されていた。根入れの数値そのものには問題はないが、宅造法が定めている高さ基準を図面に表示されたい。

□ 上記事項に関する措置

竣工図面について、擁壁の高さ基準を宅造法に基づき表示するよう指示しました。

(2)重力式コンクリート擁壁ではコンクリート強度が 21N/mm^2 のところ 24N/mm^2 に表示されていたり、水抜パイプが $\phi 75$ のところ $\phi 100$ と記載されているなど図面の内容について点検されたい。

□ 上記事項に関する措置

竣工図面作成において、現場採用のコンクリート強度 (24N/mm^2) 及び水抜きパイプ ($\phi 100$) に訂正し表示するよう指示しました。

2 その他

現場事務所前に掲示されていた標識の中で、現場体系図の他に組織表が担当者の顔写真入りで示されていた。良好な対応であると思われ、今後他工事においても継続した掲示をすることが望まれるが、この組織表に各工種名を記入しておくことが必要と思われる。

□ 上記事項に関する措置

ご指摘の点を受け、他工事で各工種名を記入するよう指示しました。

建設管理部 花とみどり課

○平成 23 年度新都心公園整備工事(土木)

1 設計内容について (設計図面の調査)

転落防止柵の設置基準は柵の横棧の天端から地上までを1100mm 以上とするよう徹底されたい。

□ 上記事項に関する措置

工事受注者へ周知徹底を行い、工事完成検査で、柵の横棧の天端から地上まで 1100mm 以上を確認した。

2 堰の施工状況について

最上流部の堰の掘削が施工されていたが、沢筋幅は堰の設計幅より狭いことから、堰高さより高くなるようにして仕上げる必要があると思われる。

□ 上記事項に関する措置

工事完成検査で、設計通り堰高より高く整備されていること確認した。

3 今後の施工に当って望まれる事項

水飲みやベンチなどの製品が設置されるが、部材の仕様を確認すると共に、(社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入した製品であることの証明を得ておく必要があると思われる。

□ 上記事項に関する措置

使用材料承諾願にて、部材の仕様及びまた(社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入した製品であることを確認した。

また、資材メーカー(株)コトブキ、H.O.C(株)が(社)日本公園施設業協会の正式な会員であるか、(社)日本公園施設業協会HPで確認を行った。

上下水道部 工務課

○真嘉比古島区画整理事業に伴う第13 次配水管布設工事(その1)

1 その他

設計図面では平行に設置する配管の芯々の距離が明示されていたが、実際には純かぶり(外管どおしの離隔)が300mmであることを周知徹底されたい。

また、横断する下水管などとの交差の離隔も300mm以上を確保するように明示されたい。

□ 上記事項に関する措置

他占用物との距離の表示は管の芯からの距離及び管との離隔を明示します。

正 誤

○ 那覇市公報第 1569 号の正誤

2012(平成 24 年)年 4 月 2 日付け那覇市公報第 1569 号のページ番号について、次のとおり訂正する。

訂正前ページ番号	訂正後ページ番号
1053 ~ 1110	1 ~ 58

○ 那覇市公報第 1570 号の正誤

平成 24 年 3 月 30 日本市役所前掲示場掲示により公布(2012 (平成 24) 年 4 月 16 日那覇市公報第 1570 号登載)した平成 24 年那覇市条例第 25 号那覇市税条例の一部を改正する条例中、付則第 2 条第 3 項 (固定資産税に関する経過措置) 中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 号)」は、平成 24 年 3 月 31 日地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の公布により「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 17 号)」となった。